多賀城市高齢者福祉計画

第9期介護保険事業計画

概要版

高齢者が自分らしく 生き生きと暮らせるまちづくり



計画策定の趣旨

令和3(2021)年度を初年度とする本市の最上位計画である「第六次多賀城市総合計画」 の将来都市像や政策体系、政策大綱、基本目標との整合を図り、上位計画である「多賀城市 地域福祉計画(第4期)」をともに推進し、健やかで優しい、支え合いのあるまちづくりを進める ため、「多賀城市高齢者福祉計画(第9期介護保険事業計画)」を策定します。

> 令和6年3月 **多 賀 城 市**

● 策定の根拠

「高齢者福祉計画」は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、策定するものです。老人保健法が平成20(2008)年4月1日で「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正され老人保健計画策定の義務はなくなりましたが、本計画には、従来からの老人保健事業の内容を盛り込み、また、本市の健康増進計画の考え方も踏まえて策定しています。

「介護保険事業計画」は、介護保険法第 117 条に規定する「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(市町村介護保険事業計画)」として策定しています。

● 計画の期間

計画の期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間とし、団塊の世代が全て75歳以上となる令和7(2025)年と、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、現役世代が急減する令和22(2040)年の双方を念頭に置き、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えます。

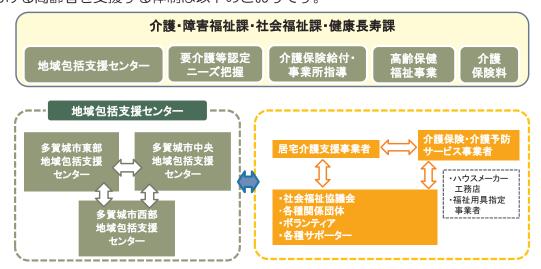
● 基本目標

高齢者が自分らしく生き生きと暮らせるまちづくり

本計画では、「第六次多賀城市総合計画」の健康福祉分野の政策体系である「健やかで優しい 支え合いのあるまちづくり」の実現に向け、第8期計画の基本目標である「高齢者が自分らしく生き生きと暮らせるまちづくり」を継承し、高齢者の生きがいづくりや社会参加、介護予防を推進し、持続可能な介護保険事業の運営により、高齢者が長寿の喜びと誇りを実感することができる安心のまちづくりを目指します。

● 高齢者を支援する体制

本市における高齢者を支援する体制は以下のとおりです。



● 高齢者人口と要支援・要介護認定者の現状と将来



要支援・要介護認定者の推移(第1号被保険者+第2号被保険者、各年9月30日現在)



● 重点施策、施策を支える事業・主な取組み

重点施策1 生きがい活動の推進

目指す姿

人とのふれあいの機会や場を確保することで、高齢者が社会的活動を実践し、 心の豊かさや生きがいを持って暮らすことができています。

1 高齢者の多様な生きがいづくりの場の確保

主な 高齢者の取り巻く環境やニーズ等に対応した施設機能のあり方を検証するとともに、高齢者の生取組み きがいづくり等の拠点づくりを研究し、高齢者の健康寿命の延伸を図るため、事業を展開します。

2 高齢者の就労支援

主な 取組み 市の広報誌にシルバーワークプラザの案内やイベント情報を掲載し、施設のPRを継続して実施することで、高齢者が気軽に参加できる各種教室や就労につながる技能講習会等の開催を支援し、利用者の増加を図ります。

3 高齢者の社会活動への参加支援

主な 取組み 高齢者の社会活動の場づくりとして老人クラブ連合会への補助を行うとともに、社会活動参加の きっかけとなるボランティア活動への参加促進に係る助成を実施します(原則第8期の内容を継 続)。

重点施策2 介護予防の推進

目指す姿

介護予防に取組む機会と場を確保することで、生涯にわたりその人らしく自立した生活を送ることができています。

1 介護予防普及啓発事業

主な 自らが健康づくりや介護予防に主体的に取り組めるように各種教室や介護予防展を実施します取組み (原則第8期の内容を継続)。

2 地域介護予防活動支援事業

主な 地域で介護予防活動を推進する新たな人材の養成、既に活動している方々に対する介護予防に関 取組み する知識や技術を向上する育成機会提供及び財政支援を実施し、介護予防の強化を図ります。

3 地域リハビリテーション活動支援事業

主な 取組み 住民を主体とした通いの場の実施団体等に対し、リハビリテーション専門職等を派遣し機能回復 や日常生活動作等に関する知識や技術を伝達することにより、介護予防効果の向上や地域におけ る介護予防の取組みの機能強化を図ります(原則第8期の内容を継続)。

重点施策3 日常生活の支援

目指す姿

日常生活に対する地域の支援が確保されることで、安心して暮らすことができています。

1 介護予防・生活支援サービス事業

主な 訪問介護相当サービスや通所型サービスに加え、市独自の軽度生活援助サービス事業や短期集中取組み 予防サービス等の支援をすることで、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を図ります。

2 日常生活支援

主な 高齢者等あんしん見守りサービス費等助成事業等の支援をすることで、ひとり暮らし高齢者等の取組み 日常生活上の安全の確保と不安の解消を図ります。

3 家族介護支援

主な 在宅介護家族支援事業や在宅要介護者等紙おむつ支給事業等の支援をすることで、高齢者を介護 取組み する家族等の負担や不安の軽減を図ります。



重点施策4 地域包括ケアの充実

目指す姿

地域内で介護が必要な方を助け合う体制が確保されることで、住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らすことができています。

1 地域包括支援センターの基本機能

主な 取組み 市内3か所に地域包括支援センター(西部・中央・東部)を設置し、各センターに配置された保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職種が、それぞれの専門知識や技能を活かしながら、地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活安定のための必要な援助を行っています。

2 在宅医療・介護の連携推進

主な 取組み 主に4つの場面(入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り)を意識した取組み及び認知症の対応力強化、感染症や災害時対応等の様々な局面において、地域における在宅医療・介護連携を推進するための体制整備を図るため、県や他市町村及び消防等の関係機関、医療・福祉関係職種との連携を推進します。

3 生活支援体制整備事業

主な 取組み 市域全体の協議体を第1層協議体、市内3つの生活圏域(地域包括支援センター単位)に配置している生活支援コーディネーターを中心として各エリアごとに行っている協議体を第2層協議体とし、話し合いを継続しながら、地域住民等が抱える課題やニーズに対し、具体的な取組みにつながるよう体制整備を図ります。

4 災害及び感染症に対する備え

主な 取組み 地域における支援に関する取組みや住民への支援等が日頃から十分に図られるよう、支援を必要とする方の情報を整理し支援者への情報提供や突発的な出来事への対応等、支援が適切に行われるよう関係各課等と連携し、今後も充実強化に努めます。

5 高齢者の保健事業と介護予防事業との一体的な実施

主な 関係部局が連携し、介護・医療・健診情報等の連携と課題分析を共有しながら、宮城県後期高齢 取組み 者医療広域連合からの一体的事業受託を継続していくことを予定しています。

6 高齢者の居住安定に係る施策との連携

主な 取組み 持家や賃貸住宅の住宅改修支援に加え、生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時 対応等のサービスを提供するシルバーハウジングやバリアフリー・ユニバーサルデザインの公営 住宅、その他の高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームに関する供給目標等について、必要に応じ て県と連携を図りながら整備を検討します。

重点施策5 認知症対策の推進

日指す姿

認知症を正しく理解し、地域での見守りが行われることで、 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らし、 認知症の人及び家族等が住み慣れた地域で安心して暮らすことができています。

1 認知症対策の推進

主な 取組み 小中学校、高齢者はいかい SOS ネットワークシステム協力機関、企業等、幅広い対象者に対し、サポーターの拡大に向けた働きかけを継続します。また、養成講座を受講した方が継続して認知症への理解を深め、普及啓発に取組めるようフォローアップ講座を開催します。

2 認知症施策推進大綱と本市の取組み

国が令和元(2019)年に策定した「認知症施策推進大綱」では、5つの柱に沿って施策を総合的に推進していくことを示し、令和4(2022)年12月には見直しを行い「チームオレンジの整備促進」「認知症の人の声を市町村施策に反映」「地域版認知症希望大使の普及促進と活動支援」の3事業をさらに強化する方向となりました。令和5(2023)年6月には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が公布され、認知症の予防等を推進しながら、認知症の人が尊厳を保ちつつ社会の一員として尊重される社会(共生社会)の実現を図ることとされており、本市も国や県の動向を踏まえ連携しながら施策を推進します。

【「認知症施策推進大綱」の5つの柱と本市の取組みの事例】

- ①普及啓発·本人発信支援
 - <認知症に関する理解促進>
 - ・認知症サポーター養成の推進(学校等及び企業、職域での認知症サポーター養成講座の拡充)
 - ・サポーター養成と地域の支援ニーズをつなぐ仕組みの強化
 - <相談先の周知>
 - ・地域包括支援センター及び認知症に関する医療・介護等に関する相談体制の整備
 - <認知症本人からの発信機会の拡大>
 - ・ピアサポートの支援の推進
 - ・認知症ガイドブック(認知症ケアパス)の内容充実及び普及

②予防

- <認知症予防に資する可能性のある活動の推進>
- ・地区分析と重点的取組が必要な地区での「通いの場」の拡充等
- ・認知症予防に資する可能性のある最新の情報や研究等の成果を基に、各講座や地域づくりに活用
- ③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
 - <早期発見·早期対応、医療体制の整備>
 - ・地域包括支援センターの相談支援機能の充実
 - ・認知症地域支援推進員の配置
 - ・認知症の容態の変化に応じた医療・介護等の提供に必要な地域包括支援センター、認知症疾患医療 センター、認知症初期集中支援チーム、かかりつけ医、歯科医師、薬剤師、看護師等、認知症サポ ート医等との連携
 - ・認知症初期集中支援チームによる相談、訪問支援
 - <認知症の人の介護者の負担軽減の推進>
 - ・本人と家族への一体的な支援及び介護者同士の集いの場の充実
 - ・情報交換や専門職のアドバイス等、認知症カフェや介護者の集い等、地域資源の充実
 - ・認知症対応型共同生活介護(グループホーム)の整備と地域に開かれた運営
- ④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
 - <認知症バリアフリーの推進>
 - ・外出、買い物、移動など日常生活の様々な場面におけるバリアフリーにつながる官民協働による取 組みを推進
 - ・認知症ガイドブック(認知症ケアパス)の配置箇所拡大
 - ・認知症サポーター養成講座での啓発
 - <地域支援体制の強化>
 - ・認知症サポーター等による地域の見守り体制の構築推進
 - ・高齢者はいかい SOS ネットワークシステム等の見守りネットワークを充実
 - ・チームオレンジの取組みの推進
 - <若年性認知症支援>
 - ・就労支援等を含む幅広い相談支援につながる仕組みづくり
 - <成年後見制度の利用促進>
 - ・虐待防止や成年後見制度の活用促進に向けたネットワーク構築と普及啓発
 - <認知症の人の社会参加支援>
 - ・地域での活動や社会参加、生きがいにつながる「本人がしてみたいこと」ができる場づくりを推進
- ⑤研究開発・産業促進・国際展開
 - ・国や関係機関等が実施する認知症の実態を把握するための調査研究への協力

主な 取組み

重点施策6 介護保険サービスの適切な利用

目指す姿

介護サービス事業所の職場環境の改善が進み、 介護が必要な方が適切な介護保険サービスを受けられることで、 家族の介護負担が軽減され、介護状態に応じて暮らすことができています。

1 介護保険サービスの充実

主な 居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスそれぞれについてニーズを把握し、サービスの 取組み 維持や拡充を行います。

2 サービスの質の確保と給付の適正化

主な 取組み 居宅介護支援事業者や地域密着型サービス事業者等への運営指導等について、運営指導研修等を受講し、知識の習得に努め、体制の整備を継続して行います。ケアプラン、給付状況について、その必要性や過剰サービスとなっていないか等の確認を行い、県の介護給付費適正化計画との整合性を保ちながら、給付の適正化に取組みます。

3 介護人材の確保

主な 取組み 介護職員の不足は深刻な状況のため、県や関係機関等との連携により、介護に従事する人材の確保の支援を図ります。国・県等と連携し、介護ロボットや ICT (情報通信技術)、外国人人材の活用など、職場環境の改善に向けた情報提供等の支援や、業務効率化の観点から、国の方針に基づく申請様式・添付書類や手続きの簡素化、様式例の活用による標準化、電子申請・届出システムの使用等、文書量削減等に係る取組みを推進し、介護職員等の負担軽減に向けた支援を行います。

4 リハビリテーション提供体制の推進

主な 取組み 要介護者が住み慣れた地域で、適切なリハビリテーションを利用しながら健康的に暮らすことができるよう、県やリハビリテーション専門職協会等と連携しながらリハビリテーションの提供体制の整備を推進します。

5 情報提供、制度改正の周知

主な 取組み サービス事業者の各種情報について、冊子やホームページ等により、サービス利用者への迅速な提供に努めます。介護保険の制度改正について、出前講座等により周知を図るほか、広報多賀城やホームページ等の様々な媒体を活用し、高齢者にわかりやすく役立つ情報の提供を行います。

6 苦情相談・受付窓口の充実

主な 取組み 介護サービス利用者にとって最も身近な苦情処理、相談機関として介護支援専門員の資格を持った介護相談員による相談窓口を地域包括支援センターに設置し、同センターと連携を取りながら速やかな解決に努めています。

7 災害対策

主な 取組み 本市では、介護事業所等の避難確保計画の作成に向けて、避難確保計画の様式や作成の手引き等を 提供しています。また、指定避難所や一時避難場所へ避難した要配慮者が安心した避難生活を過ご すことができるよう、福祉避難所の施設利用に関する協力協定を締結しています。

8 感染症対策

主な 取組み 新型コロナウイルスやインフルエンザウイルス等、各感染症の影響や流行状況を注視し、介護事業所等に対して感染症の感染拡大防止策や、平時からのマスクや消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄と在庫量、使用量、必要量の把握について、周知啓発に努めます。また、感染症発生時に備え、代替サービスの確保や相互応援体制の構築等、県や介護事業所等との連携体制を構築します。

● 第1号被保険者の所得段階別の介護保険料

本市の令和6(2024)年度~令和8(2026)年度の所得段階別の介護保険料は以下のとおりです。

所得段階	保険料算定基準			負担割合	月額	年額
第1段階	○生活保護受給者○老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税者			0. 370	2, 294 円	27, 528 円
	本人が市民税非課税	市民税非課税同じ世帯にいる方全員も	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円以下の方	(0. 200)	(1, 240 円)	(14, 880 円)
第2段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超 120 万円以下の方	0. 600 (0. 400)	3, 720 円 (2, 480 円)	44, 640 円 (29, 760 円)
第3段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120万円を超える方	0. 655 (0. 650)	4, 061 円 (4, 030 円)	48, 732 円 (48, 360 円)
第4段階	非課税	非課税がいる場合に世帯に	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円以下の方	0. 750	4, 650 円	55, 800 円
(基準額) 第5段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円を超える方	1. 000	6, 200 円	74, 400 円
第6段階			合計所得金額が <u>120 万円未満</u> の方	1. 150	7, 130 円	85, 560 円
第7段階			合計所得金額が <u>120 万円以上 210 万円未満</u> の方	1. 300	8, 060 円	96, 720 円
第8段階		本人が市民税課税	合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	1. 500	9, 300 円	111, 600 円
第9段階			合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の方	1. 700	10, 540 円	126, 480 円
第 10 段階			合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の方	1. 900	11, 780 円	141, 360 円
第11 段階			合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の方	2. 100	13, 020 円	156, 240 円
第 12 段階			合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の方	2. 300	14, 260 円	171, 120 円
第 13 段階			合計所得金額が 720 万円以上の方	2. 400	14, 880 円	178, 560 円

※ ()内は、低所得者の第1号保険料軽減強化後の負担割合及び月額保険料を表す。

多賀城市高齢者福祉計画(第9期介護保険事業計画)概要版 令和6年3月

発行/多賀城市 編集/多賀城市保健福祉部介護・障害福祉課

〒985-8531 宮城県多賀城市中央二丁目1番1号

TEL (022) 368-1141 FAX (022) 368-7394 E-mail kaigo@city.tagajo.miyagi.jp

ホームページアドレス https://www.city.tagajo.miyagi.jp